

琉球大学学術リポジトリ

1960年1月の安保条約改定時の核持ち込みに関する 「密約」に係る調査の関連文書No.2

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-14 キーワード (Ja): 核持ち込み問題, 東郷次官, ホドソン米国大使 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43861



11

朱印書状 永正五年

四月八日 丹波守 丹波守 丹波守 丹波守 丹波守



白河 丹波守 丹波守 丹波守 丹波守 丹波守 丹波守 丹波守 丹波守 丹波守

丹波守 丹波守 丹波守 丹波守 丹波守 丹波守 丹波守 丹波守 丹波守 丹波守

丹波守 丹波守 丹波守 丹波守 丹波守 丹波守 丹波守 丹波守 丹波守 丹波守

丹波守 丹波守 丹波守 丹波守 丹波守 丹波守 丹波守 丹波守 丹波守 丹波守

丹波守 丹波守 丹波守 丹波守 丹波守 丹波守 丹波守 丹波守 丹波守 丹波守

丹波守 丹波守 丹波守 丹波守 丹波守 丹波守 丹波守 丹波守 丹波守 丹波守

外務省

朱印

大臣

丹波

丹波守

丹波守

丹波守

回覧番号 888

丹波守 丹波守 丹波守 丹波守 丹波守 丹波守 丹波守 丹波守 丹波守 丹波守

丹波守 丹波守 丹波守 丹波守 丹波守 丹波守 丹波守 丹波守 丹波守 丹波守

丹波守 丹波守 丹波守 丹波守 丹波守 丹波守 丹波守 丹波守 丹波守 丹波守

丹波守 丹波守 丹波守 丹波守 丹波守 丹波守 丹波守 丹波守 丹波守 丹波守

丹波守 丹波守 丹波守 丹波守 丹波守 丹波守 丹波守 丹波守 丹波守 丹波守

丹波守 丹波守 丹波守 丹波守 丹波守 丹波守 丹波守 丹波守 丹波守 丹波守

丹波守 丹波守 丹波守 丹波守 丹波守 丹波守 丹波守 丹波守 丹波守 丹波守

外務省

不登、若くは其の解が通らぬ活は利、若く長動を承す多分こ
ころは、
心には、
しや。

大屋 古語の類は、然るに感得して、修得の行は書り、
全而得行は、
る可なり、
議論する向あり、
外務省

難する向あり、
唯、
も、
一つ、
外務省

此の如き用事は法廷の事務と認めらるべきではない。

大東 以上の取扱いのこともしくは何等も存在しない。大に協力を取扱い

は如何に扱はれようとするか。このようにした事柄の整理は如何なるかは

事柄の整理に於けるか。整理の順序には付かない。如何なるかは如何と

の整理の整理に於ける。that advice を取り出すのである。大に如何に取扱い

と云ふ事は如何に扱はれようとするか。これは如何に扱はれない。

大東 以上より整理の整理に於けるは如何に扱はれようとするか。限交であることより

以上を整理して見ると、格別結果に及ぶ事柄は如何に扱はれようとするか。

大東 以上を整理して見ると、格別結果に及ぶ事柄は如何に扱はれようとするか。

大東 以上を整理して見ると、格別結果に及ぶ事柄は如何に扱はれようとするか。

大東 以上を整理して見ると、格別結果に及ぶ事柄は如何に扱はれようとするか。

以上を整理して見ると、格別結果に及ぶ事柄は如何に扱はれようとするか。

以上を整理して見ると、格別結果に及ぶ事柄は如何に扱はれようとするか。

以上を整理して見ると、格別結果に及ぶ事柄は如何に扱はれようとするか。

其の儘とす。例は *arrangement* にあつては著しく制限の無い。軍

の方は使役と達成に不都合ありと云ふ節となすことあり得。又此の

法律に拘りて研究の要出せしむると云ふことより此の如くあり。

日本側の同語を *occupation* とし、又 *occupation* の方を解

法にせしむ。河川に於て全權を盡すは専ら、その現地の

官を以てし。日本側から同語を *occupation* とし、又 *occupation*

の方を解し、例は *occupation* の方から権利行使は何か云

日本政府との合意の上で *new facilities* を得ること。三三三三三三 *new access* は二二二二の

といふこと。●この合意の基に、事務の進捗を指示しては如何。

大臣 此の如きは、此の如きことが、如何なるか。

大臣 是等の研究を、

大臣 此等の合意は、如何なるか。

大臣 此の如き研究を、

大臣 此等の研究を、

必要にして、心算が *primitive nature* ありやを認めず、そのかゝる、何れも、

日本政府と交渉してやむを得ざるが、格せざることを、三三三の

ことは、かかるが、国会に、国として、あつたり、今、同委員会、人の、

務、は、は、

条約、は、

士、は、

次、は、

外務省

三三三

古、は、

者、は、

は、

例、は、

海、は、

是、は、

外務省

の範囲が合理的に限定されるべきである。右條の目的は、
特別の目的は、
支つては、
扱ふべき。

大臣 ~~の~~ 持て、

米局長 中、
議席あり。米軍の

大使 事件は、
予備者は、
之は、
個人は、
在 更に研究を、

大使 十、
を、

大臣 百多ノ人

二上之等の間諒は、強制的に使を請はるる限り、因に起るる其の運送を
申請するに止むるを得ざる也。

士使 此の事には取たつて、自らは義を以てとるなり。摺取徴を懐との間
係の事降参りや否や、未定也。

米の事よりして上之使に接するに、日本軍は、日本側よりキチンと知
りあつて解し、自らは接する事なからず解し、日本側の

軍事の協定に於て、自らは取つたことなるに、其の協定に於けることなる

又之と其の協定に於ける事、自らは取つたことなるに、其の協定に於けることなる

日本側よりキチンと知りあつて解し、

自らは取つたことなるに、其の協定に於けることなるに、其の協定に於けることなる

(十一)

海軍の協定に於ける事、自らは取つたことなるに、其の協定に於けることなる
自らは取つたことなるに、其の協定に於けることなるに、其の協定に於けることなる

自らは取つたことなるに、其の協定に於けることなるに、其の協定に於けることなる

其形に於ては、

古使 此の形に於ては、

此の形に於ては、

此の形に於ては、

此の形に於ては、

此の形に於ては、

此の形に於ては、

此の形に於ては、

此の形に於ては、

此の形に於ては、

此の形に於ては、

此の形に於ては、

此の形に於ては、

此の形に於ては、